

平成25年

第3回美浜町議会臨時会（7月）会議録

平成25年7月12日 開会

平成25年7月12日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成25年7月12日（金曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第37号 議員除名処分取消等請求控訴事件の上告について

日程第4 議案第38号 平成25年度美浜町一般会計補正予算（第3号）

◎ 本日の会議に付した事件

[議事日程に同じにつき省略]

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	大崎卓夫君	2番	中川博夫君
3番	石田秀夫君	4番	千賀荘之助君
5番	山本辰見君	6番	鈴木美代子君
7番	野田増男君	8番	森川元晴君
9番	杉浦剛君	10番	山本和久君
11番	丸田博雅君	12番	島田昭夫君
13番	磯部輝次君	14番	家田昇君

◎ 本日の欠席議員

なし

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（10名）

町長	山下治夫君	副町長	石川達男君
教育長	山田道夫君	会計管理者	神谷信行君
総務部長	森田篤君	企画部長	初山博資君
厚生部長	岩瀬知平君	建設部長	片岡勝君
教育部長	山森隆君	総務課長	牧守君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	岩本修自君	局長補佐兼議会係長	夏目明房君
--------	-------	-----------	-------

[午前9時00分 開会]

○議長（磯部輝次君）

みなさんおはようございます。

平成25年第3回美浜町議会臨時会開催にあたり、皆様のご出席をいただきまことにありがとうございます。

開会に先立ち、町長より召集のごあいさつを願います。

[町長 山下治夫君 登壇]

○町長（山下治夫君）

皆さんおはようございます。

今日は、急きょ、平成25年第3回美浜町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には大変ご多忙のところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございました。

本臨時会に附議させていただく案件につきましては、皆様もご承知のとおり名古屋高等裁判所におきまして判決がありました、議員除名処分取消等請求控訴事件に対するものでございます。

議員の皆様におかれましては、これまでの経過を踏まえられ、慎重審議のうえ、適切にご判断をしていただきますことをお願い申し上げまして開会のごあいさつとさせていただきます。

[降壇]

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は、14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回美浜町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本臨時会に出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたから御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（磯部輝次君）

それでは、日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において6番 鈴木美代子君、11番 丸田博雅君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（磯部輝次君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（磯部輝次君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決しました。

日程第3 議案第37号 議員除名処分取消等請求控訴事件の上告について

○議長（磯部輝次君）

日程第3、議案第37号議員除名処分取消等請求控訴事件の上告についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、石田秀夫君の退場を求めます。石田君退場してください。提案理由の説明を求めます。町長、説明願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

議案第37号議員除名処分取消等請求控訴事件の上告について、提案理由の説明をさせていただきます。

去る7月4日に、名古屋高等裁判所におきまして、議員除名処分取消等請求控訴事件の判決が言い渡されたところでございます。

この判決の中で、一審の審議では双方とも何らの主張や論議もなかったにもかかわらず、突然、否定されました議会運営委員会の機能については、高等裁判所による釈明義務違反、また、地方自治法第109条の2の解釈に誤りがあるのではないかと考えられ、このままこの判決を受け入れることは、今後の議会運営に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

したがって、今後の議会運営を円滑に行っていただくためにも、また、これまでの美浜町議会の議会運営の正当性を、最高裁判所の審判を仰ぐ必要があるとの判断に至りました。よって、上告の事務手続きを進めるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第37号議員除名処分取消等請求控訴事件の上告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番山本辰見君。

○5番（山本辰見君）

今提案理由の中に、いくつかの109条の2とか、裁判所の釈明違反、解釈の誤りがあるということですが、その他の全体の、私も詳しく分析できていませんけれども、全体の高等裁判所の判断、そのものについてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○町長（山下治夫君）

ただいまのご質問でございますが、私どもの顧問弁護士の先生にも確認をさせていただきまして、判断といたしましては、事実認定につきましては、大半は第1審と同じ認定をされており当方の主張の大半が認められているものと考えておりますが、今申しあげました所におきましては、今後、正していく必要があるものと思っておりますのでよろしく願います。

○5番（山本辰見君）

1審の地裁の判断とあまり変わらないということでしたけれども、結果的には正反対の結論、結論として至っているわけですが、1審と何ら変わらないように聞こえてしまうものですから、そこはどういう判断をしてい

るのでしょうか。

○町長（山下治夫君）

ですから、今回の判決は結果からいきますと議員が申されたとおりでございます。ただし今回の判決の基となったところ、議会運営のあり方、解釈につきまして、最終的なご判断を仰ぐ必要があると考えておりますので、その点のご理解をお願いしたいと思います。

○議長（磯部輝次君）

これをもって質疑を終わります

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○6番（鈴木美代子君）

議案第37号議員除名処分取消等請求控訴事件の上告について、町長の上告したいという反対の立場で討論をいたします。懲罰の中で、除名というのは最も重い、議員の身分を剥奪するものであります。また、問題となっている石田議員が懲罰を受ける理由は、議場における一般質問において、いつていの議員と美浜町に対して侮辱とも取れる発言をしたということで、懲罰委員会で陳謝と決定したにもかかわらず、それにしたがわなかった事であり、有権者に信任された石田議員の身分を民主主義の頂点というべき議会で、この二つの理由をもって剥奪することは出来ません。彼は法律に違反するようなことをしていません。公職選挙法で逮捕された人でも、有罪でも拘留されて罰金刑でした。最後に、日本共産党議員団は、2年前の3月11日に誤った判断をしたことをお詫びしたいと思います。あの異様な雰囲気の中で正確な判断は出来ませんでした。ここで誤りを認め、この発言で正したいと思います。高裁の判決を受け入れ上告は断念すべきだと考えます。以上です。

○10番（山本和久君）

議案第37号について親和会を代表し賛成の立場で討論をします。

去る7月4日の名古屋高等裁判所による議員除名処分取消等請求控訴事件の判決につきましては、残念ながら、我々議会側の主張が認められず、名古屋地方裁判所の結論とは異なる判決となりました。

この高等裁判所の判決で、我々、当時の議員全員が賛成して議決した除名処分が取り消しになったことについては、司法の判断であり残念ではありますが、苦渋の判断として受け入れざるを得ないとも考えております。しかし、その判断の基となった、議会運営委員会の機能に対する判断は、これまでの美浜町議会の長年の運営方法や、多くの市町村議会で慣行として行われてきた議会運営を否定するものであり到底受け入れられるものではありません。

また、この高等裁判所の判決が確定することになれば、議会運営委員会の運営方法への影響は、全国の地方議会に広く大きな変化を及ぼすものと確信しています。そのため、特に、地方自治法の議会運営委員会に関する解釈の、名古屋高等裁判所の考えが是か非かどうかについて、最高裁判所の審判を仰ぐ必要があると思いますので、最高裁判所への上告を賛成いたします。以上です。

○9番（杉浦 剛君）

今回の高裁の決定は2年に及ぶ地裁からの様々な検討を詳細になされておられ、本件除名処分は社会観念上、著しく妥当性を欠くものといわざるを得ず、議会のじりつ権に基づく裁量権の範囲を超え、またはこれを乱用したものと判断でした。本件は議会の様々な経過の中で進められてきました。その都度、粛々と良かれと判断し、その結果として、石

田議員の一般質問である問題の土地にまつわる疑惑発言が除名処分に至りました。議会の論議の落とし穴を指摘されたのではないのでしょうか。誰もが間違わずに進んでいくことはかないません。ここにすべてのいきさつを超え、この裁判を教訓として、今後の議会が自由闊達な議論の場となり美浜町民の更なる発展を導く議会となるよう、この高裁の判断を受け入れおさめることとして、反対討論といたします。以上です。

○4番（千賀荘之助君）

そもそもこの問題は、噂話でもってですよ、私は当時同じ会派でありました。間違いは間違いとして謝るべきだと、それを本人に強く進言もいたし、また、本人も納得をしておったわけです。それが一晩のうちに、何が裏であったかどうか知りませんが、体が痛いとか、頭が痛いとか言って、病院へ行くと言って欠席を致しました。それで今日のような形になってきておるわけですが、これはいかにせ民主主義の崩壊につながるものであって、名古屋高裁、何を考えているか知りませんが、司法というのはこの程度のものだと、私は非常に残念に思います。これはまさしく地方議会の崩壊につながるものであります。例えば噂で聞いたけど、何のだれがしがどうというような一般質問、それがまかりとおってですよ、きたない、どうなるんですか。そういったことを根底から考えていった場合、このレベルの低い、こんなことで、もたもたもたもたいつまでもしている事が非常に残念だと思います。私は同じ会派と、また、同僚議員として非常に残念でなりません。よってこの件は、とことん議会制民主主義を守る上においても、これは当然控訴すべきだと私は思います。以上です。終わります。

○5番（山本辰見君）

私は、この議案第37号、反対の立場で上告は断念すべきだということから発言をさせていただきます。

先ほど同僚議員からも過去のいきさつがありました。そのことに多く触れるつもりはありません。私は、議員の身分はもっと慎重に対応しなければならない。経過の中でいろいろいきさつはありました、先ほど他の議員からも慎重に条例などを見ながら決めたという事ですけれども、もっと早い段階では、議員の除名と至る前の段階での結論がいったん出されたにもかかわらずそこまで行った。たぶん私たちは議運のメンバーでも懲罰委員会のメンバーでもなかったわけですが、おうおうにして感情論が先に流れたのは否めないなと思っております。そして、私はあくまでも高等裁判所の判断が議員の身分というのはもっと大事なものと、それぞれの手続きの細かい点はいろいろあったにしても、そのことに至ったのはいきすぎだと判断をしているわけですから、そういう面では高等裁判所の結論を受け入れて最高裁に上告しないことを私の意見として述べさせていただきます。以上です。

○議長（磯部輝次君）

これをもって、討論を終わります。

これより議案第37号議員除名処分取消等請求控訴事件の上告についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（磯部輝次君）

賛成・反対6づつで同数であります。よって地方自治法第116条第1項の規定により議長が議案第37号に対する可否を採決します。議長は可決と採決いたします。

○11番（丸田博雅君）

今賛成は、挙げましたが反対の挙手をしなくてもいいのですか。

○議長（磯部輝次君）

いいと思います。

○4番（千賀荘之助君）

念のために反対者の挙手もしたほうがいいと思います。

○議長（磯部輝次君）

そういう規定がないという事になっております。

よって議案第37号については、可決されました。

ここで、石田君の入場を求めます。

日程第4 議案第38号 平成25年度美浜町一般会計補正予算（第3号）

○議長（磯部輝次君）

日程第4、議案第38号平成25年度美浜町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長、説明願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

議案第38号、平成25年度美浜町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ58万6千を追加し、補正後の予算総額を69億7,994万6千円とするものでございます。

補正予算の内容でございますが、裁判所の判決に基づく仮執行の決定により、未払いとなっておりました23年4月分の議員報酬額を計上したほか、未払い報酬に対する年5分の割合で算定しました賠償金及び最高裁判所に上告するのにあたり必要となる弁護士費用のうちの着手料を計上させていただきました。なお、財源につきましては財政調整基金繰入金を充当させていただきました。

よろしくご審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

〔降壇〕

○議長（磯部輝次君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第38号、平成25年度美浜町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○5番（山本辰見君）

一点確認させてください。高等裁判所の判断で仮執行、未払の分のことがありましたけれども、これが最高裁の結論が出たときには、どういう流れとなるのでしょうか。そのことについて説明をお願いします。

○総務部長（森田 篤君）

この決定につきましては、高等裁判所の判断でありますので、これを上告してこれがどうなるかにつきましては、またあらためて最高裁判所の判断になってくるものと思っております。ですので、これはあくまでも高等裁判所の方が仮執行を認めたというものでありますので、いつ請求があってもいいように、支払の予算を準備しておく必要があると思っております。以上です。

○5番（山本辰見君）

私が聞きたかったのは、当然、最高裁の判断を仰ぐわけですけれども、仮に、両方あると思うが、簡単に言うと高等裁判所の判断を支持する、いやそうでない。2つのケースの場合どういう流れになるのですかということを開きたかった。

○総務部長（森田 篤君）

私も裁判のことは詳しいことは分かりませんので、最高裁判所の判決がどういうふうに出たら、どういうふうにしていかないといけないかということは良く分かりませんので、その時は顧問弁護士の方にご相談をしていくわけですが、今回の予算につきましては先ほど説明をさせていただきましたように、いつでも請求があれば支払えるようにしておくものでございます。以上です。

○議長（磯部輝次君）

他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯部輝次君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○3番（石田秀夫君）

弁護士報酬ということでのっておりますが、着手金ということで今、説明がございました。そのとおりだと理解させていただきましたが、私は公費で出していただくことについては反対であります。自分たちで、ここにかかわった人たち、議会で賛成した人たち、そういった中で着手金、それから今後の弁護士費用を持っていただきたいと思っております。それで反対致します。

○議長（磯部輝次君）

討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。

これより議案第38号、平成25年度美浜町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（磯部輝次君）

挙手多数であります。よって、本案は、可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は終了しました。

閉会に当たり、町長よりごあいさつを願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

○町長（山下治夫君）

第3回臨時会の閉会にあたりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

今臨時会に上程させていただきました議案第37号、議員除名処分取消等請求控訴事件の上告について及び、議案第38号、平成25年度美浜町一般会計補正予算（第3号）につきましては、いずれも慎重審議を重ねていただき、お認めいただきましたことを、心より御礼申し上げます。

本日、議会の議決をいただきましたので、今後、最高裁判所の審判を仰ぐべく、上告の手続きを進めさせていただくこととさせていただきますのでよろしく願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

[降壇]

○議長（磯部輝次君）

ありがとうございました。

これにて、平成25第3回美浜町議会臨時会を閉会します。

御協力ありがとうございました。

[午前9時32分 閉会]

地方自治法第 123条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 2 5 年 7 月 1 2 日

美浜町議会

議長 磯 部 輝 次

議員 鈴 木 美代子

議員 丸 田 博 雅